

特集 企業の社会的責任(CSR)を問う

第3部 「ソフトロー(soft law)編」

消費者、投資家など 利害関係者であるステークホルダー の評価でCSRを促す

法律による規制ではなく、ステークホルダー（利害関係者＝消費者、投資家、従業員、取引先、金融機関、NPO・NGO、国、地方自治体など）の評価・監視や働きかけ・圧力で「企業にCSRを推進してもらうのが「ソフトロー」だ。
（編集部）

2003年3月に経済同友会がまとめた、第15回企業白書『「市場の進化」と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて—』。このなかで、ステークホルダーが、企業に対しきちんとメッセージを発し、企業は市場の評価に基づく行動を取るべき、との考え方が示された。

このころから、日本企業はCSR（企業の社会的責任）に関心を持ち始めた。不祥事防止やコンプライアンス（法令遵守）、さらには、環境、労働、人権、福祉といった広い領域で、CSRを促すには、どのようなツールが必要なのか。

第一部「ハードロー」編の法規制がひとつの答えとなるが、それと対極にあるのが「ソフトロー」——すなわち、「ステークホルダーによる圧力」「市場による評価」である。「これを使って企業に適切な行動を誘導すべき」と言うのは、日本総合研究所創発戦略センターの足達英一郎上席主任研究員だ。

「企業に不祥事を起こさせないようにするには、企業の自助努力では限界があります。そこで、企業が、たとえばこんな行動をとると社会的評価が下がり、売上げが減り、株価が下落し、場合によっては株価がつかなくなり、従業員が離れ…などという形にしていけることです。ステークホルダーがプレッシャーをかけていくのです」

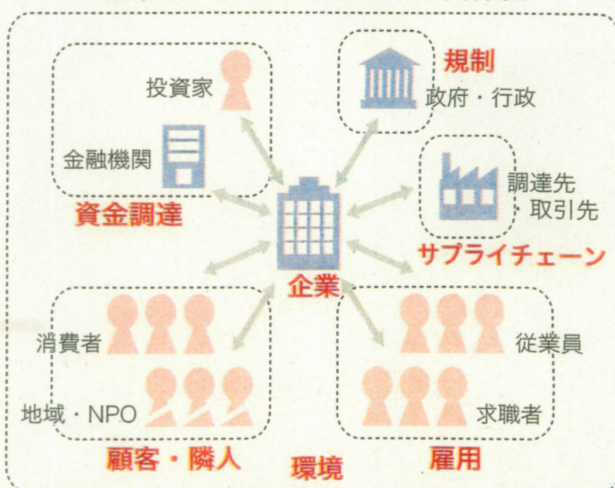
「一方、政府の規制は、今回の独禁法改正や公益

通報者保護法は、今まで規制が緩すぎた側面があり仕方がない、しかし、日本版SOX法は、『企業の管理部門の数を5倍にしなければならない』などとの見方もありコストがとてつもなく大きくなります。規制が強すぎると、却って問題を内在化させてしまう懸念があります。政府の役割は、ステークホルダーが企業を判断するのに役立つ情報公開を支援することです」

CSR評価システム続々登場

ステークホルダーのうち株式市場、投資家が評価するのが、「社会的責任投資」(SRI)だ。財務指標に加え、環境・倫理・労働安全・人権などに配慮した企業の事業活動を支援する投資活動のことで、その草分けはわが国では1999年に登場した「エコファンド」。環境保全に熱心な企業の数十銘柄の株式をまとめて運用する投資信託である。その後、ファンドの数も増加、2006年1月時点の社会的責任投資をうたう投資信託の資産高は1812億円になっている。

企業とステークホルダーの関係性



日本総研 足達英一郎氏